



2017年3月14日

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
各クラブ会長・幹事 様

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区
ガバナー 村木秀之
薬物乱用防止特別委員会：委員長 L寺田義和

「薬物専門講師証明書交付申請書」に関するご案内について

拝啓 向春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は薬物乱用防止活動に格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当年3月9日に実施されました東京都福祉保健局が開催いたしました「薬物専門講師研修」にてご説明のございました「薬物専門講師証明書交付申請」についてご案内申し上げます。

この度、東京都福祉保健局依頼により、ライオンズクラブ国際協会330A地区内での申請の取り纏めを当委員会が行う事となりました。つきましては別紙内容に基づき申請をお願いしていただきますようお願い申し上げます。

尚、今回の証明書発行に関しましては去る3月9日開催の講習受講が条件の一つでございますので、当日受講者に配布されました「研修受講カード」を紛失されました方は、申請発行にお時間を頂戴する場合がございます。申請書発行に関しましてご不明点等御座いましたら直接担当局宛てにご連絡とご確認を頂きたくお願い申し上げます。

お忙しい中ではございますがご理解の上、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 申請内容 薬物専門講師証明書交付申請書
- 提出先 ライオンズクラブ国際協会330A地区薬物乱用防止委員会
取り纏めたのち東京都福祉保健局健康安全部へ提出いたします。
- 提出期限 2017年5月26日(金)厳守
「後の提出に関する件につきましては直接下記問い合わせ先とご調整頂く事となります。」
- 提出先 「申請書」に記載の上、キャビネット事務局までご郵送をお願いいたします。
(封筒に「東京都薬物専門講師証明書交付申請書」と明記してください)
- 提出書類 別紙 様式1
- 問い合わせ先 東京都福祉保健局健康安全部薬務課麻薬対策担当(吉川・川崎)
(薬物専門講師証明書交付申請書の件での質問とお伝えください)
電話：03-5320-4505
- 送付について 例年、福祉保健局より(夏季頃)個人宛に発送されております。

以上

薬物専門講師証明書交付申請書

平成 年 月 日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

〒
住 所

ふりがな
氏 名

(電話番号)

証明番号

下記のとおり、要件を満たしたので、薬物専門講師証明書の交付を申請します。

記

1 講師を務めた薬物乱用防止講習会

平成 年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)
平成 年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)
平成 年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)

2 受講した薬物専門講師研修 平成 年 月 受講

(注意事項)

証明番号は、薬物専門講師証明書に記載されている番号を記載すること。

なお、初めて薬物専門講師証明書の交付を申請する者については「9999」と記載してください。

※ 薬物専門講師証明書交付申請書に御記入いただいた個人情報、薬物専門講師証明に関する
こと以外には一切使用しません。

----- 研修受講カード貼付位置 -----

記載例 (平成29年版)

※ 証明の申請は、平成29年4月1日から5月末日までに、所属する団体を経由して行ってください。

薬物専門講師証明書交付申請書

平成29年4月30日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

〒163-8001

住所 東京都新宿区西新宿2-8-1

ふりがな やくお たろう
氏名 薬務 太郎



(電話番号 03-5320-4505)

証明番号 9999

更新の場合は、現在お持ちの証明番号を御記入ください。

初めての申請の場合は、“9999”と御記入ください。

下記のとおり、要件を満たしたので、薬物専門講師証明書の交付を申請します。

記

1 講師を務めた薬物乱用防止講習

平成29年に申請される際は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間の実績を御記入ください。

平成26年5月10日 実施	開催場所 (学校名など) 都庁小学校
平成27年9月17日 実施	開催場所 (学校名など) 薬務高等学校
平成29年1月14日 実施	開催場所 (学校名など) 麻薬対策区民センター

平成26年度から28年度までに受講したもの

2 受講した薬物専門講師研修

平成29年3月 受講

(注意事項)

証明番号は、薬物専門講師証明書に記載された
講師証明番号と一致するものとさせていただきます。

※ 「受講カード」もしくは「受講カードのコピー」の貼付をお願いいたします。
(必須ではありません。)

研修受講カード

氏名 薬務 太郎

【研修名】 平成28年度 薬物専門講師研修

【受講日】 平成29年3月9日

受講済

福祉保健局健康安全全部薬務課麻薬対策担当

薬物専門講師証明制度に関する要綱

平成23年3月10日
22福保健薬第2064号

1 目的

薬物乱用防止に関する専門的知識を有し、学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている者（以下、「薬物専門講師」という。）からの申請に基づき、薬物専門講師であることを証明する証明書を交付し、その活動を支援する。

これにより、学校等における薬物乱用防止教育の充実と地域の活動団体と連携した啓発活動の強化を図り、もって東京都の薬物乱用防止対策を推進することを目的とする。

2 薬物専門講師の役割及び責務

薬物専門講師の役割及び責務は、次のとおりとする。

- (1) 学校、地域の活動団体等からの依頼に基づき、薬物乱用防止講習会において講師を務める。
- (2) 積極的に研修を受講するなど、薬物乱用防止に関する専門知識の維持、向上に努める。

3 証明の対象者

原則として、東京都福祉保健局健康安全部長（以下、「健康安全部長」という。）が適当と認める団体（以下、「団体」という。）に所属する者とする。

4 証明の要件

証明書の交付を申請する日の属する年の3月31日を起算日として3年前までの期間において、次の要件をいずれも満たしていること。

- (1) 薬物乱用防止講習会の講師を3回以上務めていること。
- (2) 8に定める薬物専門講師研修を1回以上受講していること。

5 証明書の交付申請

4に掲げる要件を全て満たし、証明書の交付を受けようとする者は、薬物専門講師証明書交付申請書（第1号様式）により、交付申請を行うこととする。申請は、原則として団体を經由して行うこととし、団体は、申請書を取りまとめ、健康安全部長宛提出する。

申請の期間は、毎年4月1日から同年5月末日までとする。

6 証明書の交付

健康安全部長は、5に定める証明書の交付申請に基づき、薬物専門講師証明書（第2号様式）を交付する。証明書の有効期限は、交付の日から3年を経過した日の属する年の9月末日までとする。

7 変更の届出

証明書の交付を受けた者は、氏名又は住所に変更が生じた場合、薬物専門講師変更届書（第3号様式）により、原則として団体を經由して、健康安全部長宛届け出ることとする。

8 薬物専門講師研修

東京都は、薬物専門講師を務めるに当たって必要な知識を付与するため、薬物専門講師研修を年1回以上開催する。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 4に規定する薬物乱用防止講習会及び薬物専門講師研修については、平成22年4月1日以降に実施されたものを対象とする。